

地域における熱中症対策の推進に関する意見

都市自治体においては、地域における熱中症対策の重要性を認識し、エアコンの適切な利用の呼びかけ等の啓発、注意喚起や熱中症警戒アラート等を活用した情報発信などをはじめ、都市自治体の公共施設を涼み処等の一時的な休憩スペースとして開放するなど、地域の実情に応じて、住民等の健康、安全の確保に向けた取組を進めている。

このような中、今般、環境省から熱中症対策として、市町村長が区域内の冷房施設を有する施設を避暑施設として指定し、熱中症特別警戒情報が発表されている間は、当該施設を開放しなければならない等の内容を盛り込んだ法律改正を検討していることが明らかにされたが、都市自治体からはその実効性も含め、戸惑いの声が上がっている。

地域における熱中症対策は、国、地方自治体、事業者、国民それぞれの理解のもとに推進することを基本とし、関係主体が互いに協力して取り組むことが不可欠である。

については、国は、地域における熱中症対策の推進に関する法制度を検討するに当たって、関係主体それぞれの役割を尊重し、相互連携による取組が促進されるようにするとともに、都市自治体が地域の実情に応じて自主的・主体的に取り組むことができる仕組みとされたい。

令和5年2月2日

全国市長会
経済委員会
環境対策特別委員会